

○ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（昭和五十年千葉県規則第二十三号）に関する新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第二条 条例第五条第一項の規定によりふぐ処理師免許を受けようとする者は、ふぐ処理師免許申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が行うふぐ処理師試験に合格した者にあつては、<u>第十条</u>の規定により知事に提出した同条第一号に掲げる書類が申請前六月以内に作成されているものであり、かつ、その記載内容に変更がない場合は、第三号に掲げる書類を添えることを要しない。</p> <p>一 第十三条に規定するふぐ処理師試験合格証書の写し又は<u>条例第五条第一項第二号に規定する他の都道府県等</u>においてふぐの取扱いに関する試験に合格し、<u>免許等</u>を受けている者にあつては、その旨を証する書類の写し</p> <p>二 視覚若しくは精神の機能に障害がある者又は麻薬、あへん、大麻、覚醒剤若しくはアルコールの中毒者であるかないかの医師の診断書（申請前一月以内に診断されているもの）</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載した住民票の写し（以下「本籍記載住民票の写し」という。）又は同法第三十条の四十五に規定する住民票の写し（同条に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第五条第二項第二号及び第十条において「国籍等記載住民票の写し」という。）その他これに類するものとして知事が適当と認める書類（申請前六月以内に作成されているもの）</p> <p>四 申請前六月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真であつて、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの（以下「申請用写真」という。） 二葉</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第二条 条例第五条第一項の規定によりふぐ処理師免許を受けようとする者は、ふぐ処理師免許申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が行うふぐ処理師試験に合格した者にあつては<u>第十条</u>の規定により知事に提出した同条第一号に掲げる書類が、<u>他の都道府県においてふぐの取扱いに関する試験に合格し、免許を受けている者にあつては第二条の三の規定により知事に提出した同条第二号に掲げる書類が</u>、申請前六月以内に作成されているものであり、かつ、その記載内容に変更がない場合は、第三号に掲げる書類を添えることを要しない。</p> <p>一 第十三条に規定するふぐ処理師試験合格証書の写し又は<u>他の都道府県</u>においてふぐの取扱いに関する試験に合格し、<u>免許</u>を受けている者にあつては、その旨を証する書類の写し<u>及び第二条の五に規定する認定証の写し</u></p> <p>二 視覚若しくは精神の機能に障害がある者又は麻薬、あへん、大麻、覚醒剤若しくはアルコールの中毒者であるかないかの医師の診断書（申請前一月以内に診断されているもの）</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載した住民票の写し（以下「本籍記載住民票の写し」という。）又は同法第三十条の四十五に規定する住民票の写し（同条に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。<u>第二条の三第二号</u>、第五条第二項第二号及び第十条において「国籍等記載住民票の写し」という。）その他これに類するものとして知事が適当と認める書類（申請前六月以内に作成されているもの）</p> <p>四 申請前六月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真であつて、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの（以下「申請用写真」という。） 二葉</p>

<p>(削る)</p>	<p><u>(知事が適当と認めるもの)</u>  <u>第二条の二  条例第五条第一項第二号に規定する知事が適当と認めるものは、知事が行うふぐ処理師の認定講習会の課程を修了した者であつて、同号に規定する知事が適当と認めるものとして知事が認定したものとする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(認定の申請)</u>  <u>第二条の三  前条の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第一号様式の二）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u>  <u>一  他の都道府県においてふぐの取扱いに関する試験に合格し、免許を受けている者である旨を証する書類の写し</u>  <u>二  本籍記載住民票の写し又は国籍等記載住民票の写しその他これに類するものとして知事が適当と認める書類（申請前六月以内に作成されているもの）</u>  <u>三  申請用写真  一葉</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(講習会通知書の交付)</u>  <u>第二条の四  知事は、前条の認定申請書を受理したときは、講習会通知書（別記第一号様式の三）を交付する。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(認定証の交付)</u>  <u>第二条の五  知事は、第二条の二の認定をしたときは、認定証（別記第一号様式の四）を交付する。</u></p>
<p>(ふぐ処理師名簿及びふぐ処理師免許証の様式)      第三条  条例第六条第一項に規定するふぐ処理師名簿は、別記第二号様式によるものとする。      2  条例第六条第二項に規定するふぐ処理師免許証（以下「免許証」という。）は、別記第三号様式によるものとする。</p>	<p>(ふぐ処理師名簿及びふぐ処理師免許証の様式)      第三条  条例第六条第一項に規定するふぐ処理師名簿は、別記第二号様式によるものとする。      2  条例第六条第二項に規定するふぐ処理師免許証（以下「免許証」という。）は、別記第三号様式によるものとする。</p>
<p>(免許証の再交付)      第四条  条例第六条第三項の規定による再交付の申請は、ふぐ処理師免許証再交付申請書（別記第四号様式）を提出して行わなければならない。      2  前項の申請は、申請用写真二葉及び免許証をき損した場合は当該免許証を添付しなければならない。</p>	<p>(免許証の再交付)      第四条  条例第六条第三項の規定による再交付の申請は、ふぐ処理師免許証再交付申請書（別記第四号様式）を提出して行わなければならない。      2  前項の申請は、申請用写真二葉及び免許証をき損した場合は当該免許証を添付しなければならない。</p>

(免許申請事項の変更届)

第五条 条例第六条第四項の規定による届出は、ふぐ処理師免許申請事項変更届(別記第五号様式)を提出して行わなければならない。

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類(届出前六月以内に作成されているもの)を添付しなければならない。

- 一 本籍の変更 本籍記載住民票の写し
- 二 国籍等の変更 国籍等記載住民票の写しその他これに類するものとして知事が適当と認める書類
- 三 住所又は氏名の変更 住民票の写し又は住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する住民票の写しに類するものとして知事が適当と認める書類

(免許証の書換え)

第六条 条例第六条第五項の規定による申請は、ふぐ処理師免許証書換え交付申請書(別記第六号様式)並びに申請用写真二葉及び交付されている免許証を提出して行わなければならない。

(試験の科目)

第七条 条例第九条第一項の規定によるふぐ処理師試験(以下「試験」という。)は、次の科目について行う。

- 一 水産食品の衛生に関する知識
- 二 ふぐに関する一般知識
- 三 ふぐの処理に関する実技

(試験の公告)

第八条 知事は、試験の実施の期日、場所及び受験願書の提出期限その他当該試験に関し必要な事項をあらかじめ公告する。

(試験委員)

第九条 試験に関する事務を行わせるため、試験委員を置く。

2 試験委員は、県職員及び学識経験を有する者のうちからその都度知事が任命し、又は委嘱する。

(免許申請事項の変更届)

第五条 条例第六条第四項の規定による届出は、ふぐ処理師免許申請事項変更届(別記第五号様式)を提出して行わなければならない。

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類(届出前六月以内に作成されているもの)を添付しなければならない。

- 一 本籍の変更 本籍記載住民票の写し
- 二 国籍等の変更 国籍等記載住民票の写しその他これに類するものとして知事が適当と認める書類
- 三 住所又は氏名の変更 住民票の写し又は住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する住民票の写しに類するものとして知事が適当と認める書類

(免許証の書換え)

第六条 条例第六条第五項の規定による申請は、ふぐ処理師免許証書換え交付申請書(別記第六号様式)並びに申請用写真二葉及び交付されている免許証を提出して行わなければならない。

(試験の科目)

第七条 条例第九条第一項の規定によるふぐ処理師試験(以下「試験」という。)は、次の科目について行う。

- 一 食品衛生関係法規
- 二 食品衛生学
- 三 ふぐの処理に関する実技

(試験の公告)

第八条 知事は、試験の実施の期日、場所及び受験願書の提出期限その他当該試験に関し必要な事項をあらかじめ公告する。

(試験委員)

第九条 試験に関する事務を行わせるため、試験委員を置く。

2 試験委員は、県職員及び学識経験を有する者のうちからその都度知事が任命し、又は委嘱する。

(受験手続)

第十条 試験を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書（別記第七号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 本籍記載住民票の写し又は国籍等記載住民票の写しその他これに類するものとして知事が適当と認める書類（ふぐ処理師試験受験願書の提出前六月以内に作成されているもの）

(削る。)

- 二 申請用写真 一葉

(受験票の交付)

第十一条 知事は、前条のふぐ処理師試験受験願書を受理したときは、ふぐ処理師試験受験票（別記第九号様式）を交付する。

(不正行為に対する処分)

第十二条 知事は、受験者が試験に関して不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し、又は合格を取り消すことがある。

(合格証書の交付)

第十三条 知事は、試験に合格した者に対して、ふぐ処理師試験合格証書（別記第十号様式）を交付する。

(営業の認証申請)

第十四条 条例第十三条第一項の規定により営業の認証を受けようとする者は、ふぐ営業認証申請書（別記第十一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 免許証の写し（営業者自らがふぐ処理師でない場合にあつては、その専任ふぐ処理師の免許証の写し）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十五条第一項の規定による営業の許可に係る許可証の写し
- 三 営業所付近の見取図
- 四 廃棄物の処理方法を記載した書類
- 五 営業者自らがふぐ処理師でない場合にあつては、専任ふぐ処理師と営業者との雇用関係を明らかにする書類

(受験手続)

第十条 試験を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書（別記第七号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 本籍記載住民票の写し又は国籍等記載住民票の写しその他これに類するものとして知事が適当と認める書類（ふぐ処理師試験受験願書の提出前六月以内に作成されているもの）

二 三年以上取扱いに従事した旨の証明書（別記第八号様式）

- 三 申請用写真 一葉

(受験票の交付)

第十一条 知事は、前条のふぐ処理師試験受験願書を受理したときは、ふぐ処理師試験受験票（別記第九号様式）を交付する。

(不正行為に対する処分)

第十二条 知事は、受験者が試験に関して不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し、又は合格を取り消すことがある。

(合格証書の交付)

第十三条 知事は、試験に合格した者に対して、ふぐ処理師試験合格証書（別記第十号様式）を交付する。

(営業の認証申請)

第十四条 条例第十三条第一項の規定により営業の認証を受けようとする者は、ふぐ営業認証申請書（別記第十一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 免許証の写し（営業者自らがふぐ処理師でない場合にあつては、その専任ふぐ処理師の免許証の写し）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十五条第一項の規定による営業の許可に係る許可証の写し
- 三 営業所付近の見取図
- 四 廃棄物の処理方法を記載した書類
- 五 営業者自らがふぐ処理師でない場合にあつては、専任ふぐ処理師と営業者との雇用関係を明らかにする書類

(営業台帳及び営業認証書の様式)

第十五条 知事は、条例第十三条第二項の規定により認証したときは、営業台帳(別記第十二号様式)に登載し、ふぐ営業認証書(別記第十三号様式)を交付するものとする。

(認証書の再交付)

第十六条 条例第十三条第四項の規定による申請は、ふぐ営業認証書再交付申請書(別記第十四号様式)を提出して行わなければならない。

2 前項の申請において、認証書をき損した場合にあつては、当該認証書を添付しなければならない。

(認証書の書換え)

第十七条 条例第十三条第五項の規定による届出は、ふぐ営業認証申請事項変更届(別記第十五号様式)を提出し、同条第六項の規定による申請は、ふぐ営業認証書書換交付申請書(別記第十六号様式)を提出して行わなければならない。

2 前項の申請が、氏名の変更に係るときは、住民票の写し又は住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する住民票の写しに類するものとして知事が適当と認める書類(申請前六月以内に作成されているもの)を、専任のふぐ処理師の変更に係るときは、当該処理師の免許証の写し及び営業者との雇用関係を明らかにする書類を添付しなければならない。

(免許証及び認証書の返納届)

第十八条 条例第十八条第一項の規定による免許証又は認証書の返納は、免許証(認証書)返納届(別記第十六号様式の二)を提出して行わなければならない。

(ふぐ処理師の死亡又は失踪届)

第十九条 条例第十八条第二項の規定による届出は、ふぐ処理師死亡(失踪)届(別記第十七号様式)を提出して行わなければならない。

(営業の廃止届)

第二十条 条例第十八条第三項の規定による届出は、ふぐ営業廃止届(別記第十八号様式)を提出して行わなければならない。

(営業台帳及び営業認証書の様式)

第十五条 知事は、条例第十三条第二項の規定により認証したときは、営業台帳(別記第十二号様式)に登載し、ふぐ営業認証書(別記第十三号様式)を交付するものとする。

(認証書の再交付)

第十六条 条例第十三条第四項の規定による申請は、ふぐ営業認証書再交付申請書(別記第十四号様式)を提出して行わなければならない。

2 前項の申請において、認証書をき損した場合にあつては、当該認証書を添付しなければならない。

(認証書の書換え)

第十七条 条例第十三条第五項の規定による届出は、ふぐ営業認証申請事項変更届(別記第十五号様式)を提出し、同条第六項の規定による申請は、ふぐ営業認証書書換交付申請書(別記第十六号様式)を提出して行わなければならない。

2 前項の申請が、氏名の変更に係るときは、住民票の写し又は住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する住民票の写しに類するものとして知事が適当と認める書類(申請前六月以内に作成されているもの)を、専任のふぐ処理師の変更に係るときは、当該処理師の免許証の写し及び営業者との雇用関係を明らかにする書類を添付しなければならない。

(免許証及び認証書の返納届)

第十八条 条例第十八条第一項の規定による免許証又は認証書の返納は、免許証(認証書)返納届(別記第十六号様式の二)を提出して行わなければならない。

(ふぐ処理師の死亡又は失踪届)

第十九条 条例第十八条第二項の規定による届出は、ふぐ処理師死亡(失踪)届(別記第十七号様式)を提出して行わなければならない。

(営業の廃止届)

第二十条 条例第十八条第三項の規定による届出は、ふぐ営業廃止届(別記第十八号様式)を提出して行わなければならない。

(当該職員)

第二十一条 条例第十九条に規定する当該職員は、法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員である職員とする。

2 条例第十九条第二項に規定する身分を示す証票は、別記第十九号様式とする。

別記様式 第二号から第七号及び第九号から第十九号 略

(当該職員)

第二十一条 条例第十九条に規定する当該職員は、法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員である職員とする。

2 条例第十九条第二項に規定する身分を示す証票は、別記第十九号様式とする。

別記様式 第二号から第七号及び第九号から第十九号 略

(新)

第一号様式（第二条）

ふぐ処理師免許申請書

収入証紙  
貼付け

年 月 日

千葉県知事 様

本籍地  
（外国人の場合は、その国籍等）

住所

（ふりがな）

氏名

年 月 日生

ふぐの取扱い等に関する条例第5条第1項の規定によりふぐ処理師の免許を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 申請資格

ふぐ処理師試験に合格した者

他の都道府県等においてふぐの取扱いに関する試験に合格し、免許等を受けている者であつて、知事が適当と認めるもの

2. 欠格事由の有無

欠格事由	該当	
ふぐの取扱い等に関する条例第8条の規定により免許の取消を受けた後、2年を経過しない者	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない
他の都道府県等においてふぐの取扱いについての免許等を受けた者であつて、当該免許等をふぐの取扱い等に関する条例第8条各号に相当する事由により取り消された後2年を経過しないもの	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない

3. 添付書類

(1) ふぐ処理師試験合格証書の写し又は他の都道府県等においてふぐの取扱いに関する試験に合格し、免許等を受けている者であることを証する書類の写し

(2) 医師の診断書

(3) 本籍記載住民票の写し又は国籍等記載住民票の写し（ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第2条ただし書に規定する場合を除く。）

(4) 申請用写真 2葉

注 該当する□の中にレ印を付けてください。

(旧)

第一号様式（第二条）

ふぐ処理師免許申請書

収入証紙  
はり付け

年 月 日

千葉県知事 様

本籍地  
（外国人の場合は、その国籍等）

住所

（ふりがな）

氏名

年 月 日生

ふぐの取扱い等に関する条例第5条第1項の規定によりふぐ処理師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(削る。)

(新)

第一号様式之二 (第二条の三)

(旧)

認 定 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍 地  
(外国人の場合は、その国籍等)

住 所  
(ふりがな)

氏 名

生年月日

ふぐの取扱い等に関する条例第5条第1項第2号の規定に該当する者として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

<u>免 許 番 号</u>	<u>免 許 号</u>	<u>免許年月日</u>	<u>年 月 日</u>
<u>免許証交付都道府県名</u>			
<u>ふぐの取扱い等に関する違反の有無</u>	有 無		
<u>上記違反のある者はその内容及び違反年月日</u>			

(削る。)

(新)

(旧)

第一号様式の三 (第二条の四)

講 習 会 通 知 書

様

ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第2条の2の規定による認定講習会を下記により開催するので通知します。

年 月 日

千葉県知事

記

講習会日時	年 月 日 ( ) 時から 時まで
場 所	
携 帯 品	1. 本通知書 2. 筆記用具 3. 印鑑
備 考	

(削る。)

(新)

(旧)

第一号様式の四 (第二条の五)

認 定 証

第 号

本 籍 地  
住 所  
氏 名  
生 年 月 日

上記の者は、 年 月 日に開催した認定講習会の課程を修了したので、  
ふぐの取扱い等に関する条例第5条第1項第2号の規定に該当する者であることを証す  
る。

年 月 日

千葉県知事

印

第八号様式 削除

(新)

(旧)

第八号様式 (第十条第二号)

ふぐの取扱い業務従事証明書

住 所  
氏 名

年 月 日生

上記の者は、次のとおりふぐ毒の除毒業務に従事したことを証明します。

1 取扱いに従事した施設の業種及びふぐ営業認証書番号

(業 種) (認証書番号)

2 取扱いに従事した施設の名称

3 取扱いに従事した施設の所在地

4 従事期間

年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

5 指導した専任ふぐ処理師氏名

氏 名				
免許番号				
指導期間	年 月 日から 年 月 日まで			

業務従事施設 ( 名称  
所在地  
営業者氏名  
(専任ふぐ処理師氏名) )

㊤  
㊦